

伊勢市公報

第491号
 令和8年4月20日
 月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市外国人観光客誘致動画等制作業務受託者選定委員会規則	3
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	5
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	6
○ 指定納付受託者の指定について	7
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	8
○ 確認を行った特定乳児等通園支援事業者について	9
○ 市道の路線の認定について	10
○ 道路の区域の決定について	13
○ 道路の供用開始について	15
○ 市道の路線の認定について	17
○ 道路の区域の決定について	18
○ 道路の供用開始について	19
○ 公金の収納に関する事務の委託について	20
○ 令和8年度当初予算並びに令和7年度及び令和8年度の補正予算の要領について	22
○ 令和8年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	99
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	100
○ 道路の区域変更について	102
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	103
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	105
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	106
○ 指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の廃止について	107
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	108
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	109
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	110
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	111
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	112
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	113
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	114
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	115
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	116
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	117
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	118
○ 公金の収納に関する事務の委託について	119
○ 公金の収納に関する事務の委託について	121
○ 公金の収納に関する事務の委託について	122
○ 伊勢都市計画下水道の変更について	124

○ 公金の収納に関する事務の委託について	125
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	127
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	128
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	129
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	130
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	131
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	132
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	133
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	134
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	135
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	136
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	137
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	138
○ 公金の収納に関する事務の委託について	139
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿への登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日について	140
・ 伊勢市岡本財産区議会議員選挙における候補者届出書等の提出場所について	141
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	142
病院事業告示	
○ 公金の徴収又は収納に関する事務の委託について	143
公 告	
○ 第2期伊勢市再犯防止推進計画の策定について	144
○ 伊勢市地域公共交通計画の策定について	145
○ 伊勢都市計画の変更素案の縦覧及び公聴会の開催に係る公告について	146
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	148
○ 公売公告兼見積価額公告	150

伊勢市外国人観光客誘致動画等制作業務受託者選定委員会規則をここに
公布する。

令和8年4月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市外国人観光客誘致動画等制作業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、外国人観光客誘致動画等制作業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市外国人観光客誘致動画等制作業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光誘客課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 48 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
有限会社くろべ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 看護小規模多機能ホームきたはま
所在地 伊勢市村松町 4782 番地 1
- 3 指定の年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 49 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
社会福祉法人ウェルケア
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 伊勢あさま苑 指定地域密着型通所介護事業所
所在地 伊勢市朝熊町 3074 番地 11
- 3 指定の年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
伊勢市労働福祉会館の使用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 25 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社エボリューション
伊勢市御薊町長屋 1963 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市が設置した自転車等駐車場及び自転車等放置禁止区域の放置自
転車等の撤去、保管等に係る手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 16 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 16 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 第 1 項の確認をしたので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 53 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認を行った特定乳児等通園支援事業者

	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
1	学校法人前島学園	和順子育て支援センター	伊勢市小俣町元町 212 番地 7	一般型乳児等通園支援事業
2	伊勢市	伊勢市立明倫保育所	伊勢市吹上 2 丁目 11 番 42 号	一般型乳児等通園支援事業
3	伊勢市	伊勢市立保育所きらら館	伊勢市常磐 2 丁目 4 番 40 号	一般型乳児等通園支援事業

2 確認の年月日

- (1) 和順子育て支援センター

令和 8 年 3 月 2 日

- (2) 伊勢市立明倫保育所及び伊勢市立保育所きらら館

令和 8 年 3 月 4 日

伊勢市告示第 53 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
光の街令 7 - 6 号 線	二見町光の街字豆石山 907 番 8 地先		
	二見町光の街字五峯山 1019 番 10 地先		
光の街令 7 - 7 号 線	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
	二見町光の街字豆石山 1511 番 16 地先		
光の街令 7 - 8 号 線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		

光の街令 7 - 9 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
光の街令 7 - 10 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
光の街令 7 - 11 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先		
光の街令 7 - 12 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 4 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先		
光の街令 7 - 13 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 8 地先		
	二見町光の街字豆石山 1514 番 6 地先		
神田久志本令 7 - 14 号線	神田久志本町字赤井 1782 番 6 地 先		
	神田久志本町字赤井 1784 番 3 地 先		

小俣明野令 7 - 15 号線	小俣町明野 1176 番 16 地先		
	小俣町明野 1176 番 11 地先		
元町令 7 - 16 号線	小俣町元町 102 番 10 地先		
	小俣町元町 98 番 1 地先		

伊勢市告示第 54 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	光の街令 7 - 6 号線	6.0~16.3	233.3
市 道	光の街令 7 - 7 号線	6.0~13.2	200.4
市 道	光の街令 7 - 8 号線	6.0~20.3	59.7
市 道	光の街令 7 - 9 号線	6.0~17.4	102.8
市 道	光の街令 7 - 10 号線	6.0~14.5	124.4
市 道	光の街令 7 - 11 号線	6.0~13.5	102.2
市 道	光の街令 7 - 12 号線	6.0~13.4	105.4
市 道	光の街令 7 - 13 号線	6.0~13.7	102.0

市道	神田久志本令 7-14 号線	5.0~ 7.8	193.0
市道	小俣明野令 7-15 号線	6.0~13.2	77.9
市道	元町令 7-16 号線	6.0~13.2	49.5

伊勢市告示第 55 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
光の街令 7 - 6 号線	二見町光の街字豆石山 907 番 8 地先 二見町光の街字五峯山 1019 番 10 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7 - 7 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先 二見町光の街字豆石山 1511 番 16 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7 - 8 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7 - 9 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先	令和 8 年 4 月 2 日

光の街令 7-10 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7-11 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7-12 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 4 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先	令和 8 年 4 月 2 日
光の街令 7-13 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 8 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 6 地先	令和 8 年 4 月 2 日
神田久志本令 7-14 号線	神田久志本町字赤井 1782 番 6 地先 神田久志本町字赤井 1784 番 3 地先	令和 8 年 4 月 2 日
小俣明野令 7-15 号 線	小俣町明野 1176 番 16 地先 小俣町明野 1176 番 11 地先	令和 8 年 4 月 2 日
元町令 7-16 号線	小俣町元町 102 番 10 地内 小俣町元町 98 番 1 地先	令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市告示第 56 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
辻久留 3 丁目令 7 -17 号線	辻久留 3 丁目 542 番 3 地先		
	辻久留 3 丁目 542 番 4 地先		

伊勢市告示第 57 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	辻久留 3 丁目令 7 - 17 号 線	6.0~13.1	21.0

伊勢市告示第 58 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
辻久留 3 丁目令 7 - 17 号線	辻久留 3 丁目 542 番 3 地先 辻久留 3 丁目 542 番 4 地先	令和 8 年 4 月 2 日

伊勢市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げるものの交付に係る手数料

- (1) 戸籍手数料
- (2) 住民票手数料
- (3) 印鑑証明手数料
- (4) 戸籍等諸手数料
- (5) 個人番号手数料

3 指定をした日

令和 8 年 3 月 11 日

4 委託をした日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

伊勢市告示第 60 号

令和 8 年 3 月 23 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 8 年度当初予算並びに令和 7 年度及び令和 8 年度の補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 8 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 8 年度 伊勢市一般会計予算

令和 8 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0, 6 0 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		17,500,000
	1 市民税	8,012,300
	2 固定資産税	6,854,717
	3 軽自動車税	446,500
	4 市たばこ税	769,983
	5 入湯税	22,000
	6 都市計画税	1,389,500
	7 旧法による税	5,000
2 地方譲与税		346,000
	1 地方揮発油譲与税	58,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 森林環境譲与税	48,000
3 利子割交付金		50,000
	1 利子割交付金	50,000
4 配当割交付金		200,000
	1 配当割交付金	200,000
5 株式等譲渡所得割交付金		130,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	130,000
6 法人事業税交付金		390,000
	1 法人事業税交付金	390,000
7 地方消費税交付金		3,300,000
	1 地方消費税交付金	3,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		86,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	86,000
12 地方特例交付金		177,001
	1 地方特例交付金	177,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		11,760,000
	1 地方交付税	11,760,000
14 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
15 分担金及び負担金		858,931
	1 負担金	858,931
16 使用料及び手数料		366,558
	1 使用料	289,198
	2 手数料	77,360
17 国庫支出金		11,021,819
	1 国庫負担金	7,109,439
	2 国庫補助金	3,839,988
	3 委託金	72,392
18 県支出金		4,822,906
	1 県負担金	2,754,217
	2 県補助金	1,824,751
	3 委託金	243,938
19 財産収入		87,119
	1 財産運用収入	86,787
	2 財産売払収入	332
20 寄附金		804,001
	1 寄附金	804,001
21 繰入金		3,952,135
	1 基金繰入金	3,864,382
	2 特別会計繰入金	87,753

(単位：千円)

款	項	金額
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
23 諸収入		755,228
	1 延滞金、加算金及び過料	8,000
	2 市預金利子	3,500
	3 貸付金元利収入	20,670
	4 受託事業収入	20,207
	5 雑入	702,851
24 市債		3,928,300
	1 市債	3,928,300
歳入合計		60,606,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		308,424
	1 議会費	308,424
2 総務費		5,657,049
	1 総務管理費	4,546,684
	2 徴税費	595,012
	3 戸籍住民基本台帳費	381,301
	4 選挙費	58,779
	5 統計調査費	36,501
	6 監査委員費	38,772
3 民生費		24,819,337
	1 社会福祉費	8,587,508
	2 老人福祉費	5,228,355
	3 児童福祉費	8,885,794
	4 生活保護費	2,014,729
	5 人権政策費	74,187
	6 国民年金事務費	28,764
4 衛生費		5,497,756
	1 保健衛生費	3,302,876
	2 清掃費	2,194,880
5 労働費		54,434
	1 労働諸費	54,434
6 農林水産業費		908,597
	1 農業費	775,215
	2 林業費	99,629
	3 水産業費	33,753
7 商工費		321,440
	1 商工費	321,440
8 観光費		651,164
	1 観光費	651,164
9 土木費		7,440,207
	1 土木管理費	537,427

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	2,976,437
	3 河川費	375,585
	4 港湾海岸費	79,280
	5 都市計画費	3,098,721
	6 住宅費	372,757
10 消防費		2,826,292
	1 消防費	2,826,292
11 教育費		6,593,576
	1 教育総務費	1,614,393
	2 小学校費	935,696
	3 中学校費	1,363,212
	4 幼稚園費	147,935
	5 社会教育費	797,025
	6 保健体育費	1,735,315
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,477,686
	1 公債費	5,477,686
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	60,606,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
10 消防費	1 消防費	三重南消防指令 センター整備事業	3,199,695	令和8年度	274,350
				令和9年度	2,925,345

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
市税等各種帳票印刷業務委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和10年度	116,673
市税等各種帳票読取入力業務委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	28,800
行政ネットワークシステム更新業務委託	自 令和8年度 至 令和9年度	283,000
ふるさと応援寄附金サイト関連経費 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	204,000
GCFを活用した民間支援事業 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	10,000
固定資産土地評価及び 地番図・家屋図修正業務委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和12年度	139,000
戸籍住民関係窓口業務等委託に係る経費	自 令和9年度 至 令和11年度	135,507

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県 議 会 議 員 選 挙 経 費	自 令和9年度 至 令和9年度	18,000
障害者地域相談支援センター運営業務委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和11年度	175,065
奨学金返還支援事業補助金 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 債務完了の年度	18,000
A I カ メ ラ 通 行 量 測 定 ・ 分 析 支 援 業 務 委 託	自 令和9年度 至 令和12年度	26,000
新産業創出支援事業補助金 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	2,000
新商品開発等支援補助金	自 令和8年度 至 令和9年度	7,000
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁上部工事) (A1-P3間)	自 令和9年度 至 令和9年度	195,300
高向小俣線道路整備工事 (令和8年度債務負担行為)	自 令和9年度 至 令和9年度	84,000
景観形成推進事業補助金 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	4,000
住宅・建築物耐震改修等促進事業 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	25,210
中学校給食施設運営委託 (令和8年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和14年度	814,635

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業債	62,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
交通対策事業債	14,800			
社会福祉施設整備事業債	16,200			
児童福祉施設整備事業債	13,400			
水道事業出資債	26,600			
農地等整備事業債	90,900			
湛水防除施設整備事業債	90,200			
商工業振興事業債	6,700			
道路等整備事業債	1,346,100			
河川整備事業債	96,600			
港湾海岸整備事業債	61,500			
都市施設整備事業債	168,500			
公園整備事業債	65,000			
公営住宅整備事業債	7,400			
消防施設等整備事業債	117,300			
災害対策施設整備事業債	63,200			

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
小学校教育施設等 整備事業債	524,100			
中学校教育施設等 整備事業債	857,100			
社会教育施設 整備事業債	73,700			
文化施設整備事業債	4,300			
保健体育施設 整備事業債	221,900			

令和 8 年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,122,621 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,099,374
	1 国民健康保険料	2,099,374
2 国民健康保険税		2
	1 国民健康保険税	2
3 県支出金		8,868,513
	1 県補助金	8,868,513
4 財産収入		3,449
	1 財産運用収入	3,449
5 繰入金		1,131,180
	1 他会計繰入金	931,180
	2 基金繰入金	200,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		20,102
	1 延滞金、加算金及び過料	11,701
	2 預金利子	400
	3 雑入	8,001
歳入合計		12,122,621

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		185,880
	1 総務管理費	174,577
	2 賦課徴収費	11,053
	3 運営協議会費	250
2 保険給付費		8,694,764
	1 療養諸費	7,465,914
	2 高額療養費	1,201,750
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	18,000
	5 葬祭諸費	9,000
	○ 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		3,053,568
	1 医療給付費分	1,960,344
	2 後期高齢者支援金等分	769,509
	3 介護納付金分	256,478
	4 子ども・子育て支援納付金分	67,237
4 保健事業費		168,735
	1 特定健康診査等事業費	146,405
	2 保健事業費	22,330
5 公債費		134
	1 公債費	134
6 諸支出金		9,540
	1 償還金及び還付加算金	6,091
	2 基金積立金	3,449
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		12,122,621

令和 8 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 1 0 7, 6 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,856,312
	1 後期高齢者医療保険料	1,856,312
2 繰入金		2,248,731
	1 一般会計繰入金	2,248,731
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,611
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	100
	3 雑入	2,510
歳入合計		4,107,664

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		103,925
	1 総務管理費	96,595
	2 徴収費	7,330
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,000,215
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,000,215
3 公債費		4
	1 公債費	4
4 諸支出金		2,520
	1 償還金及び還付加算金	2,520
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,107,664

令和 8 年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和 8 年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6, 3 0 3, 5 0 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		3,069,825
	1 介護保険料	3,069,825
2 国庫支出金		3,999,864
	1 国庫負担金	3,100,108
	2 国庫補助金	899,756
3 支払基金交付金		4,260,287
	1 支払基金交付金	4,260,287
4 県支出金		1,983,062
	1 県負担金	1,937,567
	2 県補助金	45,495
5 財産収入		6,000
	1 財産運用収入	6,000
6 繰入金		2,984,258
	1 一般会計繰入金	2,507,635
	2 基金繰入金	476,623
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		210
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	100
	3 雑入	109
歳入合計		16,303,507

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		354,382
	1 総務管理費	259,523
	2 徴収費	28,900
	3 介護認定諸費	65,959
2 保険給付費		15,500,542
	1 介護サービス等諸費	15,500,542
3 地域支援事業費		363,829
	1 地域支援事業費	363,829
4 基金積立金		6,000
	1 基金積立金	6,000
5 公債費		500
	1 公債費	500
6 諸支出金		77,254
	1 償還金及び還付加算金	4,901
	2 繰出金	72,353
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		16,303,507

令和 8 年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和 8 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 8 6, 1 8 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		584,998
	1 事業収入	584,998
2 財産収入		3,058
	1 財産運用収入	3,058
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 繰入金		98,114
	1 基金繰入金	98,114
歳入合計		686,181

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		685,856
	1 管理費	685,856
2 公債費		325
	1 公債費	325
歳 出	合 計	686,181

令和 8 年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和 8 年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 383,444 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		43,356
	1 財産運用収入	9,565
	2 財産売却収入	33,791
2 繰入金		340,086
	1 基金繰入金	340,086
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		383,444

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		383,444
	1 管理費	43,358
	2 事業費	340,086
歳 出	合 計	383,444

令和8年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 89,790 人
	外 来 125,320 人
	健診・ドック 14,452 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 246 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 52 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,682,534
第1項 医 業 収 益	7,291,005
第2項 健 診 収 益	411,600
第3項 医 業 外 収 益	979,829
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	9,180,651
第1項 医 業 費 用	8,694,472
第2項 健 診 費 用	272,957
第3項 医 業 外 費 用	212,122
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 334,178 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 334,178 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	1,054,982
第1項 負担金	280,798
第2項 企業債	745,000
第3項 寄附金	3,000
第4項 基金繰入金	25,320
第5項 投資償還金	864

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	1,389,160
第1項 建設改良費	795,000
第2項 企業債償還金	539,656
第3項 投資	25,320
第4項 基金積立金	29,184

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	745,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			5,056,991
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			7,246
(2)	経営改善のための補助金			135,000
(3)	原油価格・物価高騰等緊急対策支援金			30,000

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は 1,647,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種	類	名	称	数	量		
器	械	備	品	電	子カルテシステム	一	式
				医	事会計システム	一	式
				健	診システム	一	式
				病	理システム	一	式
				薬	局システム	一	式

令和 8 年 度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	58,021 戸
(2) 総 配 水 量	15,395 千m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	42,178 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	194,800
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	780,764
ウ 老朽管更新事業	842,663
エ 加圧施設更新事業	37,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2,655,779
第 1 項 営 業 収 益	1,985,892
第 2 項 営 業 外 収 益	669,887

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,658,870
第 1 項 営 業 費 用	2,526,468
第 2 項 営 業 外 費 用	122,402
第 3 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,454,437千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	834,823
第1項 企 業 債	610,700
第2項 負 担 金	155,425
第3項 他 会 計 補 助 金	23,360
第4項 出 資 金	26,600
第5項 補 助 金	18,738

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	2,289,260
第1項 建 設 改 良 費	1,875,442
第2項 償 還 金	413,818

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
伊勢市上下水道料金納入通知書等 作成業務委託	自 令和8年度 至 令和11年度	23,494

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	610,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ の他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	323,428

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金の基本料金無料化の補填等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、391,674千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和 8 年度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	30,282 戸
(2) 総 排 水 量	7,341 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	20,112 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠整備事業	2,347,658
イ 汚水管渠更新事業	127,500
ウ 処理場更新事業	3,000
エ 雨水管渠整備事業	1,051,119
オ 雨水管渠更新事業	538,000
カ ポンプ場更新事業	362,153

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中の解体撤去費 63,004千円の財源に充てるため、企業債20,000千円を借り入れる。

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	4,259,702
第 1 項 営 業 収 益	1,640,582
第 2 項 営 業 外 収 益	2,588,620
第 3 項 特 別 利 益	30,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	4,233,069
第 1 項 営 業 費 用	3,631,833
第 2 項 営 業 外 費 用	528,232
第 3 項 特 別 損 失	63,004
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,360,863千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	5,155,684
第1項 企 業 債	3,250,500
第2項 負 担 金	350,684
第3項 国 庫 補 助 金	1,554,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	6,516,547
第1項 建 設 改 良 費	4,491,985
第2項 企 業 債 償 還 金	2,022,762
第3項 諸 支 出 金	1,800

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和8年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和9年度 至 令和13年度	88
令和8年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和8年度 至 令和9年度	3,300
令和8年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和8年度 至 令和9年度	150
伊勢市上下水道料金納入通知書等作成業務委託	自 令和8年度 至 令和11年度	15,282
五十鈴川中村浄化センター槽内清掃等業務委託	自 令和9年度 至 令和9年度	11,000
馬瀬第1ポンプ場電気設備工事委託	自 令和9年度 至 令和9年度	288,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業	2,376,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
流域関連公共 下水道事業 (広域化分)	118,200			
流域下水道事業	54,100			
資本費平準化	700,000			
脱炭素化推進 事業	1,800			
解体撤去事業	20,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	328,248

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、143,302千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

(1) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土地	五十鈴川中村浄化センター用地 (伊勢市中村町字漆シ1355番3 他1筆)	12,866㎡	売払い

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、227,829千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,719,923千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,880,000	570,000	17,450,000
	1 市民税	7,444,000	488,000	7,932,000
	2 固定資産税	6,799,902	61,000	6,860,902
	3 軽自動車税	457,500	12,900	470,400
	4 市たばこ税	776,598	4,500	781,098
	6 都市計画税	1,381,000	3,600	1,384,600
2 地方譲与税		345,000	10,000	355,000
	2 自動車重量譲与税	230,000	10,000	240,000
3 利子割交付金		10,000	20,000	30,000
	1 利子割交付金	10,000	20,000	30,000
4 配当割交付金		115,000	65,000	180,000
	1 配当割交付金	115,000	65,000	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金		90,000	40,000	130,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
6 法人事業税交付金		340,000	40,000	380,000
	1 法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
7 地方消費税交付金		3,030,000	170,000	3,200,000
	1 地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
10 環境性能割交付金		60,000	△5,000	55,000
	1 環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		85,700	557	86,257
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	557	86,257
12 地方特例交付金		90,001	22,054	112,055
	1 地方特例交付金	90,000	22,054	112,054
13 地方交付税		11,760,000	630,323	12,390,323

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
14 交通安全対策特別 交付金		12,000	△3,108	8,892
	1 交通安全対策特別 交付金	12,000	△3,108	8,892
15 分担金及び負担金		689,334	△31,425	657,909
	1 負担金	689,334	△31,425	657,909
16 使用料及び手数料		325,608	△6,054	319,554
	1 使用料	261,085	△1,729	259,356
	2 手数料	64,523	△4,325	60,198
17 国庫支出金		11,158,082	740,858	11,898,940
	1 国庫負担金	7,156,973	147,986	7,304,959
	2 国庫補助金	3,933,193	602,032	4,535,225
	3 委託金	67,916	△9,160	58,756
18 県支出金		4,542,654	15,842	4,558,496
	1 県負担金	2,701,273	43,531	2,744,804
	2 県補助金	1,311,675	15,493	1,327,168
	3 委託金	529,706	△43,182	486,524
19 財産収入		76,286	23,430	99,716
	1 財産運用収入	57,934	17,979	75,913
	2 財産売払収入	18,352	5,451	23,803
21 繰入金		5,552,579	△2,159,249	3,393,330
	1 基金繰入金	5,475,882	△2,151,161	3,324,721
	2 特別会計繰入金	76,697	△8,088	68,609
23 諸収入		1,135,600	111,043	1,246,643
	1 延滞金、加算金及 び過料	8,000	3,000	11,000
	2 市預金利子	100	2,800	2,900
	5 雑入	1,079,483	105,243	1,184,726
24 市債		5,773,600	△482,100	5,291,500
	1 市債	5,773,600	△482,100	5,291,500
歳 入	合 計	62,947,752	△227,829	62,719,923

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		304,635	△6,424	298,211
	1 議会費	304,635	△6,424	298,211
2 総務費		6,863,515	△134,242	6,729,273
	1 総務管理費	5,252,376	△17,210	5,235,166
	2 徴税費	619,859	△4,581	615,278
	3 戸籍住民基本台帳費	417,143	△8,297	408,846
	4 選挙費	436,924	△99,683	337,241
	5 統計調査費	98,731	△3,718	95,013
	6 監査委員費	38,482	△753	37,729
3 民生費		24,617,267	57,618	24,674,885
	1 社会福祉費	8,137,064	△61,203	8,075,861
	2 老人福祉費	4,917,315	38,970	4,956,285
	3 児童福祉費	9,362,380	81,916	9,444,296
	5 人権政策費	82,659	△2,065	80,594
4 衛生費		5,150,511	150,895	5,301,406
	1 保健衛生費	2,966,621	171,475	3,138,096
	2 清掃費	2,183,890	△20,580	2,163,310
5 労働費		152,895	△7,070	145,825
	1 労働諸費	152,895	△7,070	145,825
6 農林水産業費		1,080,532	67,755	1,148,287
	1 農業費	912,713	69,393	982,106
	2 林業費	106,771	△121	106,650
	3 水産業費	61,048	△1,517	59,531
7 商工費		576,020	△40,798	535,222
	1 商工費	576,020	△40,798	535,222
8 観光費		658,472	△26,150	632,322
	1 観光費	658,472	△26,150	632,322
9 土木費		8,359,784	△213,887	8,145,897
	1 土木管理費	471,700	23,202	494,902
	2 道路橋梁費	2,595,961	△157,461	2,438,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	934,714	△14,595	920,119
	4 港湾海岸費	39,692	△22,507	17,185
	5 都市計画費	3,922,135	3,778	3,925,913
	6 住宅費	395,582	△46,304	349,278
10 消防費		2,806,195	△27,459	2,778,736
	1 消防費	2,806,195	△27,459	2,778,736
11 教育費		6,725,721	△50,506	6,675,215
	1 教育総務費	1,551,521	△3,019	1,548,502
	2 小学校費	1,196,215	59,001	1,255,216
	3 中学校費	735,606	△28,669	706,937
	4 幼稚園費	144,626	△2,289	142,337
	5 社会教育費	1,701,334	△70,383	1,630,951
	6 保健体育費	1,396,419	△5,147	1,391,272
12 災害復旧費		30,736	△879	29,857
	2 公共土木施設災害復旧費	30,715	△879	29,836
13 公債費		5,571,467	3,318	5,574,785
	1 公債費	5,571,467	3,318	5,574,785
歳出合計		62,947,752	△227,829	62,719,923

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	いせ市民活動センター 改修事業	2, 6 0 0
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍振り仮名対応経費	5, 9 2 9
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	7 8, 0 0 0
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	3 1, 1 2 2
		農業用排水路整備事業	5 0, 4 4 2
		農地中間管理機構 関連農地整備事業	1 1, 5 1 1
		農村地域防災減災事業	4, 9 0 0
		新ごみ処理施設整備関連周辺 環境整備事業 (農業用施設整備事業)	1 9, 2 5 0
		排水機維持管理経費 (機能更新)	7 8, 3 0 0
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	3 1, 1 0 4
	2 道路橋梁費	新ごみ処理施設整備関連周辺 環境整備事業 (道路新設改良費)	5 0, 7 8 1
		道路整備事業	7 3 1, 6 9 9

款	項	事業名	金額(千円)	
9 土木費	2 道路橋梁費	通学路整備事業	13,568	
	3 河川費	排水施設整備事業	5,000	
	5 都市計画費		市街地活性化事業	10,000
			街路整備事業	83,400
			公園整備事業	5,468
			公園維持事業	22,000
6 住宅費	住宅対策事業	13,220		
10 消防費	1 消防費	避難所等環境向上事業	13,550	
11 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化改修事業	103,000	
		明野小学校給食室整備事業	510,395	
	3 中学校費	中学校長寿命化改修事業	340,237	
	5 社会教育費	郷土資料館整備事業	1,886	
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	17,200	

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
7 商工費	1 商工費	地域経済循環創造事業	補正前	35,000
			補正後	53,044
9 土木費	3 河川費	排水施設維持事業	補正前	188,770
			補正後	200,380

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額(千円)
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和9年度	1,250
スライド制度に係る指定管理料	自 令和7年度 至 令和11年度	賃金・物価水準の変動に伴う増額分

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額(千円)	期間	限度額(千円)
いせファミリー・サポート・センター事業運営委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	33,321	自 令和7年度 至 令和10年度	32,256
子育て世帯訪問支援事業委託	自 令和7年度 至 令和10年度	10,863	自 令和7年度 至 令和10年度	8,559
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その1) (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	193,783	自 令和7年度 至 令和10年度	177,100
地域経済循環創造事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和9年度	100,000	自 令和7年度 至 令和9年度	50,000

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
地 域 自 治 推 進 事 業 債	2,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、地方 公共団体金融機構資金に ついてはその融通条件に より、銀行その他の場合 にはその債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換え することができる。
デジタル化推 進 事 業 債	7,900			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 整 備 事 業 債	135,700	98,900
市民活動センター整備事業債	732,800	442,200
社会福祉施設整備事業債	66,200	53,000
児童福祉施設整備事業債	28,000	35,200
水道事業出資債	48,900	107,000
労働施設整備事業債	85,500	77,200
農地等整備事業債	101,500	158,000
湛水防除施設整備事業債	115,700	157,000

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
道路等整備事業債	1,187,700	1,059,300
河川整備事業債	636,600	619,000
港湾海岸整備事業債	25,900	5,900
都市施設整備事業債	404,500	409,600
街路整備事業債	84,900	91,100
公園整備事業債	36,000	36,400
公営住宅整備事業債	64,400	54,800
消防施設等整備事業債	166,000	145,600
災害対策施設整備事業債	114,800	108,000
小学校教育施設等整備事業債	433,900	635,900
中学校教育施設等整備事業債	285,500	326,900
社会教育施設整備事業債	234,300	193,400
文化施設整備事業債	646,000	323,600
保健体育施設整備事業債	120,900	126,300
災害復旧事業債	11,600	10,700

令和7年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、50,614千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,431,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,134,829	56,594	2,191,423
	1 国民健康保険料	2,134,829	56,594	2,191,423
3 県支出金		9,025,225	△47,107	8,978,118
	1 県補助金	9,025,225	△47,107	8,978,118
4 財産収入		1,317	900	2,217
	1 財産運用収入	1,317	900	2,217
5 繰入金		1,237,919	△61,370	1,176,549
	1 他会計繰入金	903,855	68	903,923
	2 基金繰入金	334,064	△61,438	272,626
7 諸収入		24,332	320	24,652
	2 預金利子	80	320	400
8 国庫支出金		0	49	49
	1 国庫補助金	0	49	49
歳入合計		12,482,346	△50,614	12,431,732

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		195,757	1,569	197,326
	1 総務管理費	184,254	1,569	185,823
2 保険給付費		8,818,602	△41,000	8,777,602
	2 高額療養費	1,237,900	△40,000	1,197,900
	5 葬祭諸費	9,600	△1,000	8,600
3 国民健康保険事業 費納付金		3,214,721	△6,289	3,208,432
	3 介護納付金分	265,740	△6,289	259,451
4 保健事業費		178,051	△5,794	172,257
	1 特定健康診査等事 業費	154,005	△5,000	149,005
	2 保健事業費	24,046	△794	23,252
6 諸支出金		65,148	900	66,048
	2 基金積立金	1,317	900	2,217
歳 出 合 計		12,482,346	△50,614	12,431,732

令和7年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、192,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,074,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,673,788	22,241	1,696,029
	1 後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241	1,696,029
2 繰入金		2,205,599	△30,376	2,175,223
	1 一般会計繰入金	2,205,599	△30,376	2,175,223
3 繰越金		10	76,737	76,747
	1 繰越金	10	76,737	76,747
4 諸収入		2,361	123,874	126,235
	1 延滞金、加算金及び過料	1	94	95
	2 預金利子	50	22	72
	3 雑入	2,310	123,758	126,068
歳入合計		3,881,758	192,476	4,074,234

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		77,952	2,475	80,427
	1 総務管理費	71,050	2,475	73,525
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,800,483	62,055	3,862,538
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,800,483	62,055	3,862,538
4 諸支出金		2,320	127,946	130,266
	1 償還金及び還付加 算金	2,320	127,946	130,266
歳 出 合 計		3,881,758	192,476	4,074,234

令和7年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、537,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16,157,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		3,028,388	52,715	3,081,103
	1 介護保険料	3,028,388	52,715	3,081,103
2 国庫支出金		3,817,522	△118,026	3,699,496
	1 国庫負担金	2,952,552	△196,432	2,756,120
	2 国庫補助金	864,970	78,406	943,376
3 支払基金交付金		4,065,195	△10,111	4,055,084
	1 支払基金交付金	4,065,195	△10,111	4,055,084
4 県支出金		1,946,044	227,237	2,173,281
	1 県負担金	1,901,126	230,539	2,131,665
	2 県補助金	44,918	△3,302	41,616
5 財産収入		500	1,619	2,119
	1 財産運用収入	500	1,619	2,119
6 繰入金		2,737,069	92,319	2,829,388
	1 一般会計繰入金	2,395,525	71,131	2,466,656
	2 基金繰入金	341,544	21,188	362,732
7 繰越金		25,614	289,064	314,678
	1 繰越金	25,614	289,064	314,678
8 諸収入		129	2,377	2,506
	1 延滞金、加算金及び過料	1	255	256
	2 預金利子	1	355	356
	3 雑入	127	1,767	1,894
歳入合計		15,620,461	537,194	16,157,655

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		326,275	1,892	328,167
	1 総務管理費	240,532	867	241,399
	2 徴収費	19,712	1,949	21,661
	3 介護認定諸費	66,031	△924	65,107
2 保険給付費		14,762,762	534,258	15,297,020
	1 介護サービス等諸費	14,762,762	534,258	15,297,020
3 地域支援事業費		359,438	7,742	367,180
	1 地域支援事業費	359,438	7,742	367,180
4 基金積立金		700	1,419	2,119
	1 基金積立金	700	1,419	2,119
5 公債費		500	△29	471
	1 公債費	500	△29	471
6 諸支出金		169,786	△8,088	161,698
	2 繰出金	76,697	△8,088	68,609
歳 出 合 計		15,620,461	537,194	16,157,655

令和7年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第3号)

令和7年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、13,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、589,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業 費		575,381	13,922	589,303
	1 管理費	575,381	13,922	589,303
歳 出 合 計		575,444	13,922	589,366

令和7年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、270,150千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、298,819千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		199,410	△68,018	131,392
	1 財産運用収入	4,161	333	4,494
	2 財産売却収入	195,249	△68,351	126,898
2 繰入金		369,557	△202,195	167,362
	1 基金繰入金	369,557	△202,195	167,362
3 繰越金		1	63	64
	1 繰越金	1	63	64
歳入合計		568,969	△270,150	298,819

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		568,969	△270,150	298,819
	1 管理費	199,412	△67,955	131,457
	2 事業費	369,557	△202,195	167,362
合 計		568,969	△270,150	298,819

令和7年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	89,425人	△ 3,933人	85,492人
	外来	125,840人	△ 2,291人	123,549人
	健診・ドック	14,093人	365人	14,458人
(3) 1日平均患者数	入院	245人	△ 11人	234人
	外来	520人	△ 9人	511人
	健診・ドック	51人	1人	52人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,519,990	△ 76,743	8,443,247
第1項	医療収益	7,129,734	△ 351,193	6,778,541
第2項	健診収益	396,024	16,846	412,870
第3項	医療外収益	964,634	257,764	1,222,398
第4項	特別利益	29,598	△ 160	29,438

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	9,060,801	△ 83,443	8,977,358
第1項	医療費用	8,631,532	△ 84,358	8,547,174
第2項	健診費用	253,275	△ 2,622	250,653
第3項	医療外費用	174,894	3,537	178,431

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 298,297千円は、当年度分損益勘定留保資金等 298,297千円で補填するものとする。) (単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	697,335	24,881	722,216
第3項	寄附金	3,000	4,941	7,941
第4項	基金繰入金	24,960	8,350	33,310
第5項	投資償還金	864	3,780	4,644
第7項	県補助金	0	7,810	7,810

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,011,792	8,721	1,020,513
第4項	基金積立金	28,824	8,721	37,545

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,926,521	△ 15,829	4,910,692

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(3)	原油価格・物価高騰等緊急対策支援金	4,443	100,000	104,443

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,664,300	△ 42,900	1,621,400

令和7年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	57,995 戸	△46 戸	57,949 戸
(2) 総 給 水 量	15,761 千m ³	△72 千m ³	15,689 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,181 m ³	△197 m ³	42,984 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	145,000 千円	△800 千円	144,200 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	751,354 千円	168,488 千円	919,842 千円
ウ 老朽管更新事業	600,523 千円	14,200 千円	614,723 千円
オ 庁舎建設事業	426,605 千円	△13,524 千円	413,081 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	2,699,589	3,788	2,703,377
第1項 営業収益	2,390,911	8,639	2,399,550
第2項 営業外収益	308,678	△4,851	303,827

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,619,518	△42,871	2,576,647
第1項 営業費用	2,497,773	△42,871	2,454,902

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,494,746千円」を「1,510,695千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	856,860	148,796	1,005,656
第1項	企業債	597,200	32,300	629,500
第3項	他会計補助金	29,350	△66	29,284
第4項	出資金	48,900	58,100	107,000
第5項	補助金	0	58,462	58,462

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,351,606	164,745	2,516,351
第1項	建設改良費	1,943,644	165,845	2,109,489
第2項	償還金	407,962	△1,100	406,862

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	597,200	629,500

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	304,683	10,510	315,193

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	32,026	△66	31,960

令和7年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	29,877戸	56戸	29,933戸
(2) 総排水量	7,324千m ³	△56千m ³	7,268千m ³
(3) 一日平均排水量	20,066m ³	△154m ³	19,912m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,833,143千円	△154,550千円	2,678,593千円
イ 汚水管渠更新事業	102,000千円	△5,610千円	96,390千円
オ 雨水管渠更新事業	495,000千円	14,000千円	509,000千円
ク 庁舎建設事業	291,892千円	△11,648千円	280,244千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	4,225,012	100,959	4,325,971
第1項 営業収益	1,574,917	△17,435	1,557,482
第2項 営業外収益	2,650,095	43,553	2,693,648
第3項 特別利益	0	74,841	74,841

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,957,326	25,760	3,983,086
第1項 営業費用	3,475,075	18,332	3,493,407
第2項 営業外費用	472,251	7,428	479,679

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,493,839千円」を「1,526,195千円」に改める。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	5,803,617	△392,745	5,410,872
第1項 企業債	3,668,300	△317,200	3,351,100
第2項 負担金	401,201	△12,440	388,761
第3項 他会計補助金	4,616	△55	4,561
第4項 国庫補助金	1,729,500	△63,050	1,666,450

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	7,297,456	△360,389	6,937,067
第1項 建設改良費	5,385,459	△372,889	5,012,570
第2項 企業債償還金	1,910,908	12,500	1,923,408

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業 (広域化分)	273,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	2,419,800	2,040,600
宇治・中村特環公共下水道事業	11,300	11,100
流域下水道事業	717,300	505,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	329,607	29,771	359,378

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	296,360	△19,241	277,119

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、744,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、63,464,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		11,898,940	132,983	12,031,923
	2 国庫補助金	4,535,225	132,983	4,668,208
21 繰入金		3,393,330	31,796	3,425,126
	1 基金繰入金	3,324,721	31,796	3,356,517
24 市債		5,291,500	579,300	5,870,800
	1 市債	5,291,500	579,300	5,870,800
歳入合計		62,719,923	744,079	63,464,002

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,729,273	30,537	6,759,810
	1 総務管理費	5,235,166	30,537	5,265,703
11 教育費		6,675,215	713,542	7,388,757
	3 中学校費	706,937	713,542	1,420,479
合 計		62,719,923	744,079	63,464,002

第 2 表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
11 教育費	3 中学校費	中学校長寿命化改修事業	補正前	340,237
			補正後	1,053,779

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
中学校教育施設等整備事業債	326,900	906,200

令和7年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	2,703,377	21,855	2,725,232
第2項	営業外収益	303,827	21,855	325,682

（単位 千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,576,647	21,855	2,598,502
第1項	営業費用	2,454,902	21,855	2,476,757

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位 千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	315,193	21,855	337,048

令和 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2, 3 8 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6 0, 6 0 8, 3 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

伊勢市告示第 61 号

令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

F E 住宅管理共同企業体

伊勢市村松町 1364 番地 8

2 委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 住宅使用料
- (2) 駐車場使用料
- (3) 合併浄化槽維持管理負担金
- (4) 証明手数料

3 指定をした日

令和 8 年 3 月 27 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 63 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	大湊 3 号線	大湊町 536 番 2 地先から 大湊町 537 番 1 地先まで	旧	4.2～10.2	37.6
			新	4.2～ 6.1	37.6

伊勢市告示第 64 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 3 月 19 日 午前 9 時 00 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
〃	令和 8 年 3 月 19 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	3 台
計			9 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 65 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社エボリューション
伊勢市御薊町長屋 1963 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
伊勢市営宇治駐車場の使用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 4 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 4 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 66 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

合同会社ケイ・エヌコーポレーション

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 デイサービスセンターいきいき

所在地 伊勢市二見町西 809 番地 6

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 8 年 3 月 17 日(事業所廃止年月日:令和 8 年 3 月 31 日)

4 サービスの種類

地域密着型通所介護

伊勢市告示第 67 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
有限会社くろべ
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 小規模多機能ホーム きたはま
所在地 伊勢市村松町 4782 番地 1
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和 8 年 2 月 27 日（事業所廃止年月日：令和 8 年 3 月 31 日）
- 4 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 三 男

省略

変更後 奥 野 幸 保

省略

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 山 幸 久

省略

変更後 奥 山 浩 也

省略

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 増 川 修 一

省略

変更後 中 山 隆 文

省略

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 角 谷 喜 久

省略

変更後 里 中 勲

省略

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 道 端 良 一

省略

変更後 奥 野 幹 彦

省略

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中村町北自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 明 陽

省略

変更後 伊 藤 優

省略

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 荒 木 義 人

省略

変更後 小 林 幹 也

省略

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 高 橋 繁 和

省略

変更後 倉世古 正 彦

省略

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 山 久

省略

変更後 内 山 勲

省略

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 武 弘

省略

変更後 高 橋 和 敬

省略

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 政 則

省略

変更後 小 西 幸 二

省略

伊勢市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 電算システム

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

(1) 市県民税・森林環境税（普通徴収）

(2) 市県民税・森林環境税（特別徴収）

(3) 法人市民税

(4) 固定資産税・都市計画税

(5) 軽自動車税

3 指定をした日

令和 8 年 1 月 22 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社 電算システム
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
国民健康保険料（税）
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 29 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 81 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

株式会社 電算システム

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 住宅使用料
- (2) 駐車場使用料
- (3) 合併浄化槽維持管理負担金
- (4) 証明手数料

3 指定をした日

令和 8 年 1 月 30 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

伊勢市告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年4月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町 25 番地

- 2 委託した公金事務に係る歳入等
次に掲げるものの交付に係る手数料
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 印鑑登録証明書
 - (3) 戸籍全部事項証明書
 - (4) 戸籍個人事項証明書
 - (5) 戸籍の附票の写し
 - (6) 市民税、県民税及び森林環境税に係る課税証明書及び非課税証明書

- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 31 日

4 委託をした日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 84 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
タキクラ犬猫病院
伊勢市宇治浦田 3 丁目 44 番 5 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
くまひげ犬猫病院
伊勢市河崎 3 丁目 8 番 26 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
いせしまペットクリニック
伊勢市一志町 2 番 35 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
伊勢きずな動物病院
伊勢市辻久留 3 丁目 15 番 17 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
伊勢の杜動物クリニック
伊勢市黒瀬町 641 番地 10
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
フジサト動物病院
伊勢市旭町 204 番地 3
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
中村獣医科
伊勢市村松町 4 番地 16
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 91 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
ひかり動物病院
伊勢市二見町山田原 148 番地 2
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
にしで動物病院
伊勢市小俣町湯田 700 番地 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
こんどう動物病院
伊勢市小俣町宮前 724 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
宮川のほとり動物病院
伊勢市御薊町長屋 2603 番地 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 95 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
メイプル動物病院
伊勢市御薊町王中島 99 番地 5
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
畜犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 20 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 96 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社 電算システム
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
墓地管理手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 1 月 27 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 8 年 4 月 22 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可 児 文 敏

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 被登録資格の決定
の基準となる日 | 令和 8 年 4 月 16 日
(ただし、年齢要件の基準については令和 8 年
4 月 23 日現在満十八年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日 | 令和 8 年 4 月 16 日 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 8 年 4 月 22 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届
出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可 児 文 敏

記

提出場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 1 階事務室

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第244回総会を次のとおり招集します。

令和8年4月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年4月16日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務（以下「公金事務」という。）の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月7日

伊勢市病院事業管理者 中村 昌弘

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
楠井法律事務所
津市栄町2丁目466番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊勢市病院事業の診療費等
- 3 指定をした日
令和8年3月10日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市公告第 21 号

第 2 期伊勢市再犯防止推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 8 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総務課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

伊勢市地域公共交通計画を策定しましたので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 5 条第 11 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 8 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 7 時

伊勢市役所東館 5-3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

令和 8 年 4 月 24 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 令和8年4月10日（金）

至 令和8年4月24日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の規定によります。

12 意見申出書の提出先及び問合せ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

出雲町自治会

(2) 区域

中島 1 丁目 1 番から 8 番まで、中島 2 丁目 1 番から 3 番まで並びに
浦口 1 丁目 4 番及び 5 番

(3) 主たる事務所

伊勢市中島 1 丁目 3 番 5 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
墓地	211 ㎡	伊勢市辻久留 2 丁目 220 番

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
--------	----	------

西島 興藏	伊勢市中島町 505 番地	4 分の 1
加藤 平次郎	伊勢市中島町 567 番地	4 分の 1
竹川 新六	宇治山田市大字中島町 395 番屋敷	4 分の 1
中村 十太郎	伊勢市中島町 639 番地	4 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 8 年 4 月 10 日から同年 7 月 10 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 25 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 8 年 4 月 15 日

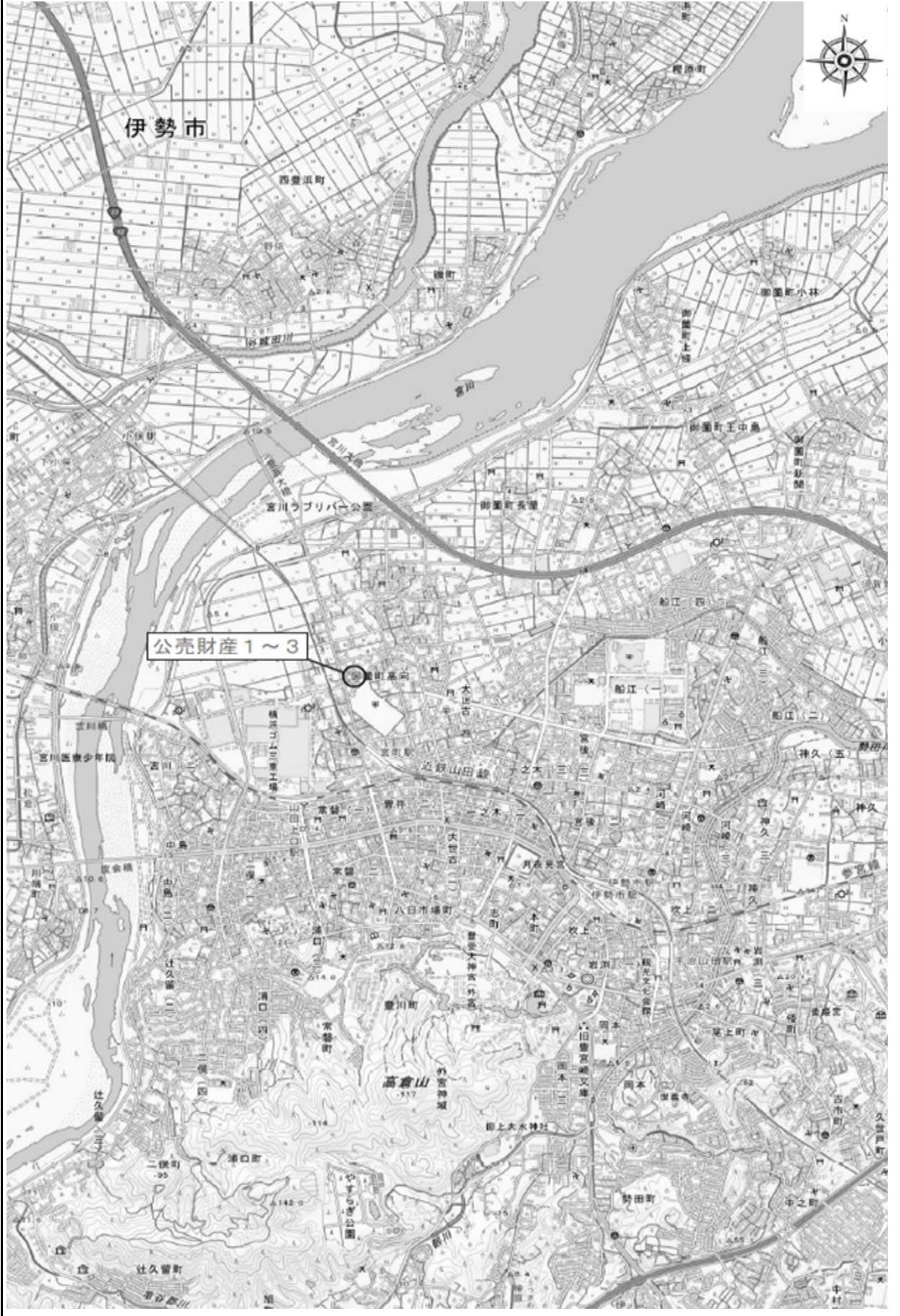
伊勢市長 鈴木 健 一

記

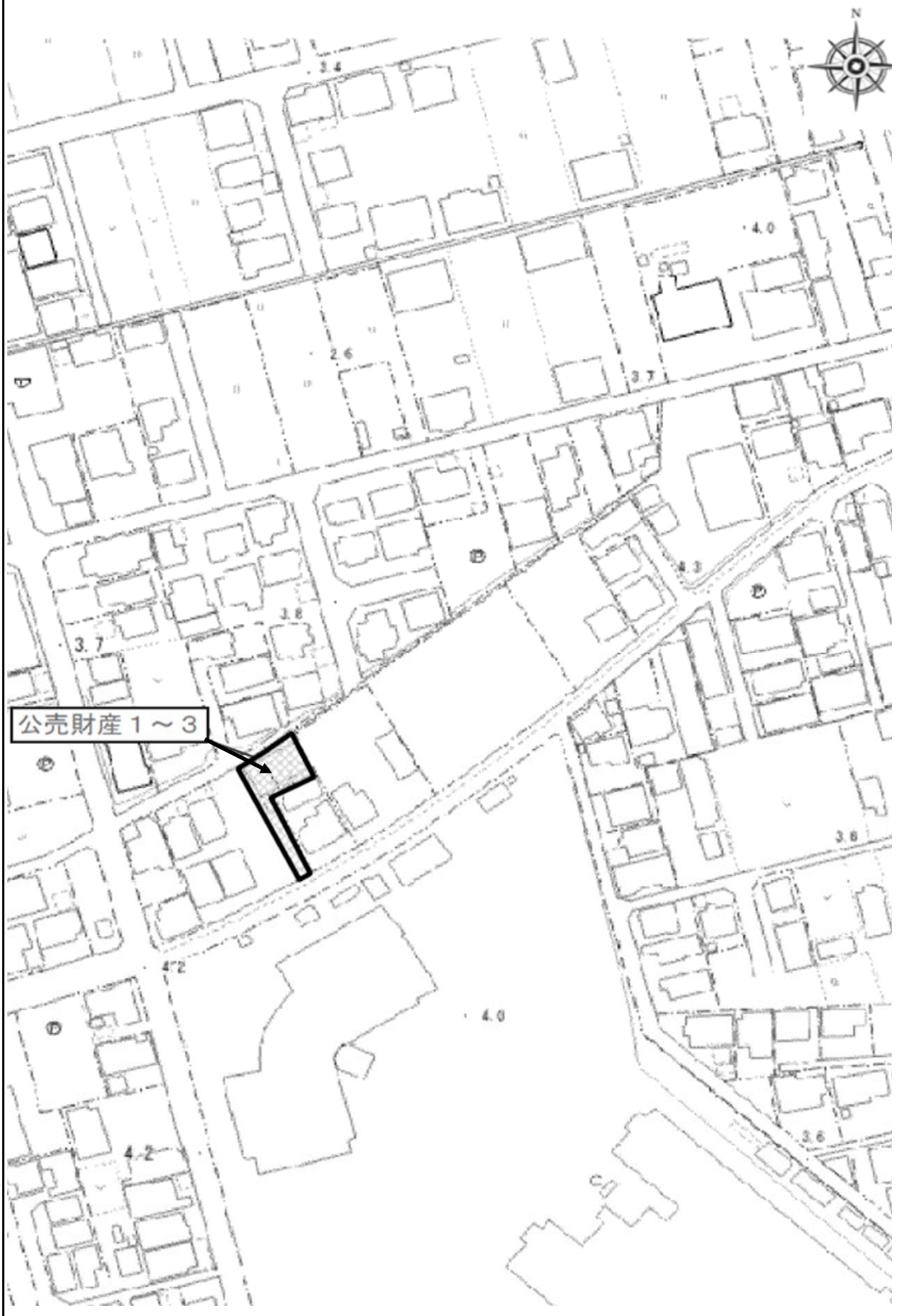
公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 8 年 5 月 29 日（金）13 時 00 分から 令和 8 年 6 月 15 日（月）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 8 年 6 月 23 日（火）13 時 00 分から 令和 8 年 6 月 30 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 8 年 7 月 21 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 8 年 7 月 21 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	900,000 円	
公 売 保 証 金	90,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

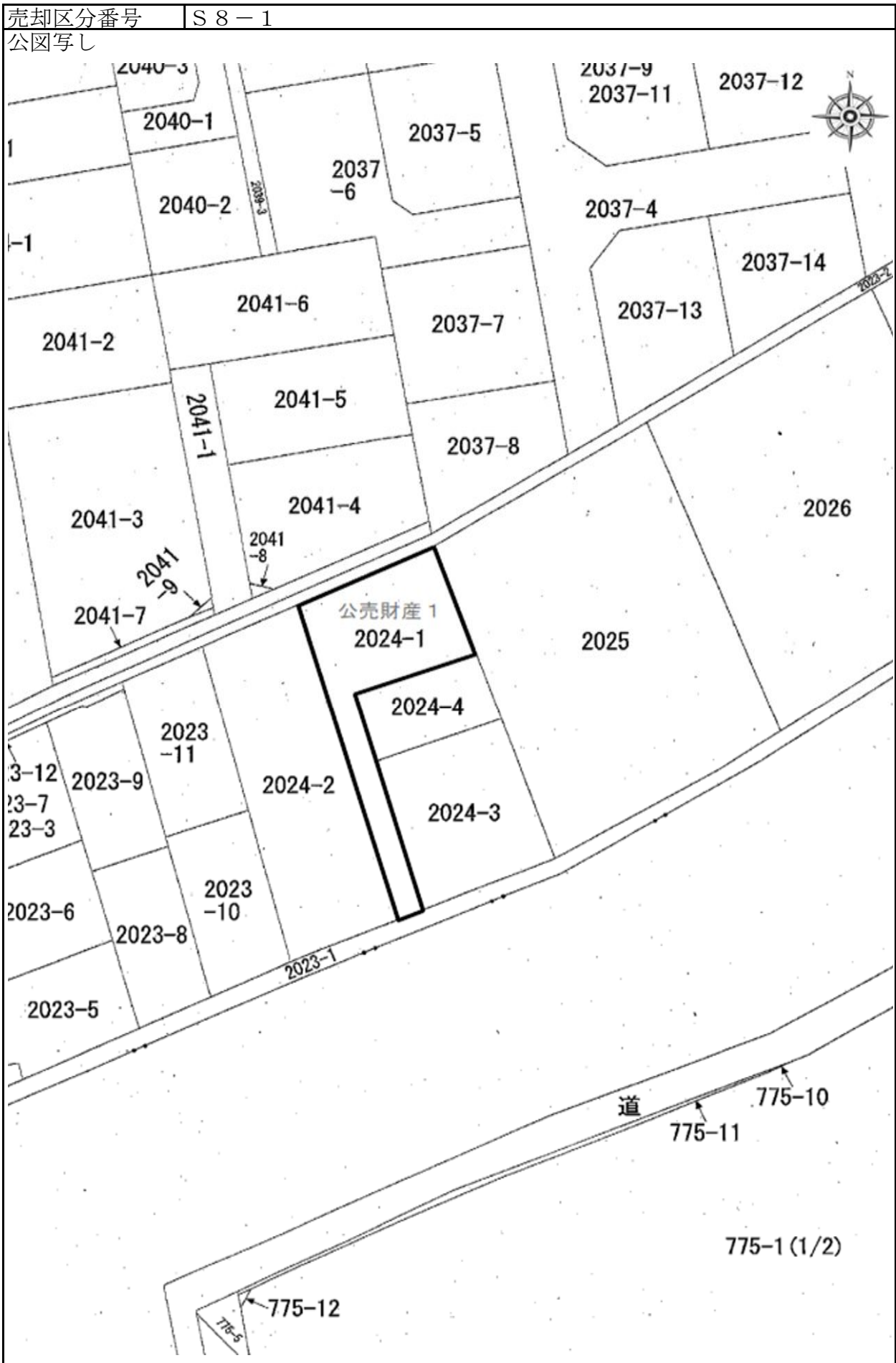
売却区分番号	S 8 - 1
公売財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 伊勢市御菌町高向字的場 地番：2024番1 地目：宅地 地積：260.31㎡</p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 伊勢市御菌町高向字的場2024番地1 家屋番号：2024番1 種類：居宅 構造：木造瓦葺2階建 床面積：1階59.62㎡ 2階26.49㎡ 延べ86.11㎡</p> <p>3 伊勢市御菌町高向字的場2024番地1 家屋番号：2024番1の2 種類：作業場 構造：鉄骨造スレート葺2階建（現況） 床面積：1階50.22㎡ 2階32㎡（概測）延べ82.22㎡（概測）</p>
見積価額	900,000円
公売保証金	90,000円
公売条件等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目、地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 建物の種類・構造・床面積は、登記簿による。 ただし、公売財産3の2階は未登記増築のため、当該部分の構造は現況、床面積は概測による。 登記簿上の建築年月日 公売財産2：昭和49年11月27日新築 公売財産3：昭和50年9月1日新築</p> <p>5 公売財産は、近鉄山田線「宮町駅」の北方約0.6km（道路距離）に位置する。</p> <p>6 公売財産は、県道大湊宮町停車場線の東側背後で、伊勢ひかり病院の北側の戸建住宅を主体とした既成住宅地域に所在する。</p> <p>7 公売財産1は、南側で市道（幅員約6m・舗装）に接する。また、北側で幅約0.3mの側溝（開渠）を介して里道（幅員約2.4～2.8m・未舗装、一部傾斜あり）に接する。</p> <p>8 公売財産1は、旗竿形状で通路部分の幅約2.7m、長さ約25mで南側市道から車両の乗入れが可能である。</p> <p>9 公売財産1の北側道路は建築基準法42条2項道路で、建物の建築に当たってはセットバックが必要である。</p> <p>10 公売財産1の北側道路は未舗装で側溝（開渠）が介在しているが、伊勢市から施工承認の許可を取ることで、自らの費用負担により舗装及び側溝の暗渠化ができる可能性がある。</p> <p>11 公売財産1は現況、北側側溝との境界が屈曲しており、一部公図と不一致が認められる。</p> <p>12 公売財産1の敷地内北端に中部電力所有の電柱・支線各1本、N T T所有の支線1本が設置されている。</p> <p>13 令和8年3月2日現在、公売財産2は空き家で火災により屋根が脱落し、内部も広範囲にわたって延焼する等著しく損壊している。</p> <p>14 令和8年3月2日現在、公売財産3は空き家で、建物内には廃材等の大量の残置物がある。</p> <p>15 非線引都市計画区域 第一種住居地域 指定建ぺい率60% 指定容積率200%</p> <p>16 消費税及び地方消費税については混在財産である。</p>

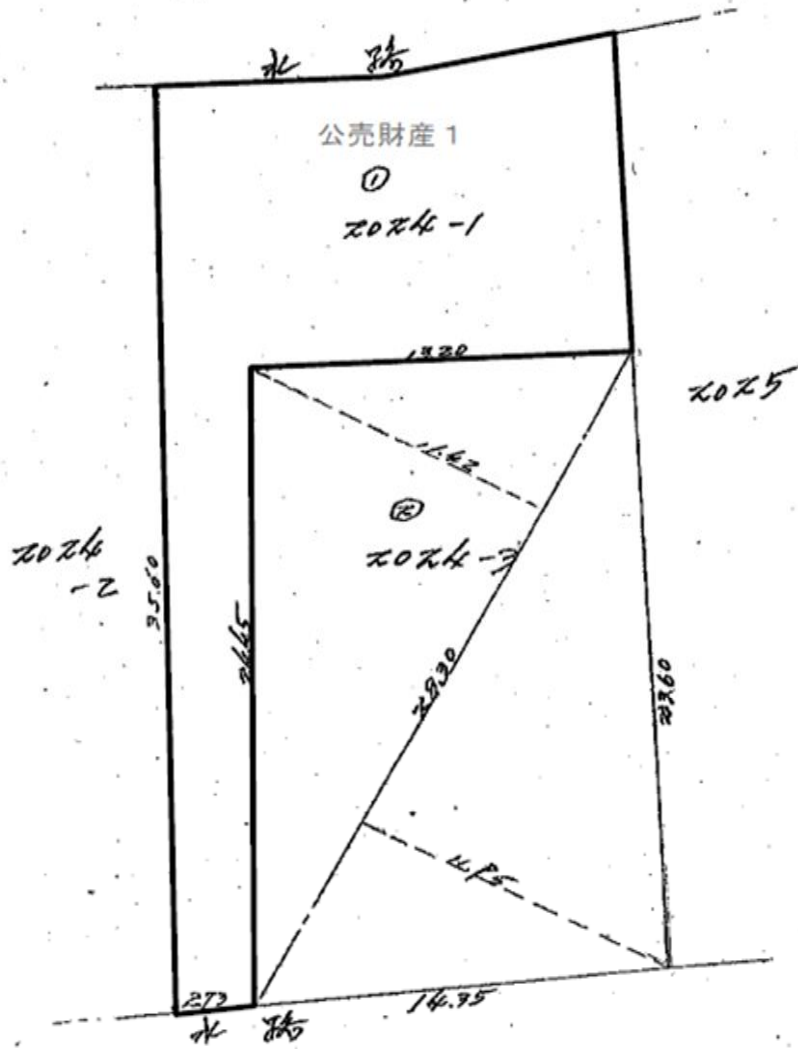


売却区分番号 | S 8 - 1
所在図 (拡大)



売却区分番号 S 8 - 1
公図写し



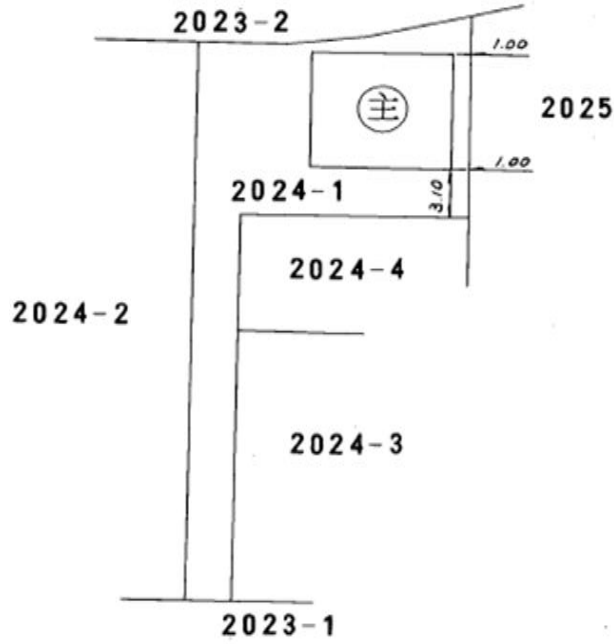


面積表

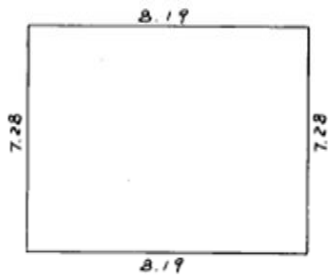
② 2024-3
 $28.30 \times (11.62 + 11.75) / 2 = 330.6855 \text{ } \gamma^2$

面積表

① 2024-1
 $591 - 330.6855 = 260.3145 \text{ } \gamma^2$



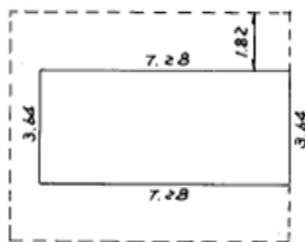
① 1階



$$7.28 \times 8.19 = 59.6232$$

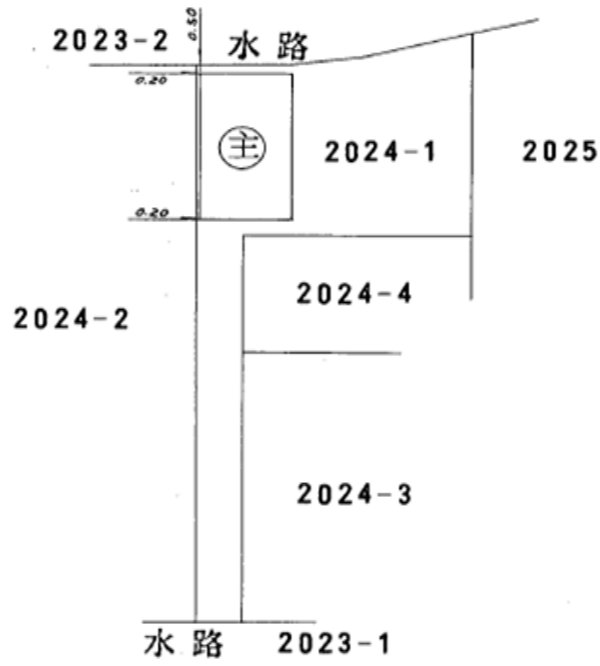
床面積 59.62 m²

② 2階

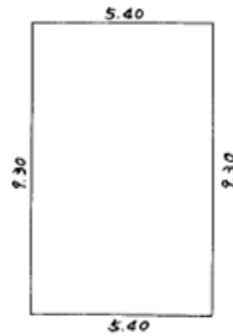


$$3.64 \times 7.28 = 26.4992$$

床面積 26.49 m²



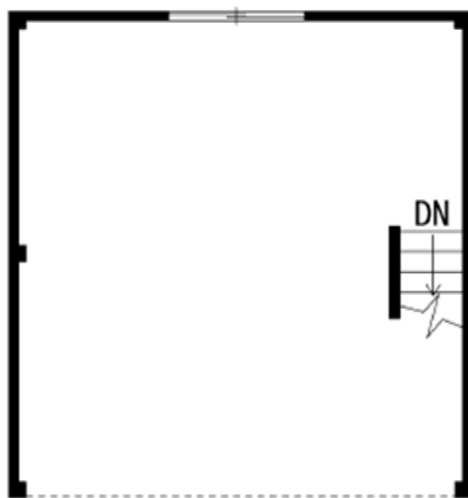
主



$$5.40 \times 9.30 = 50.2200$$

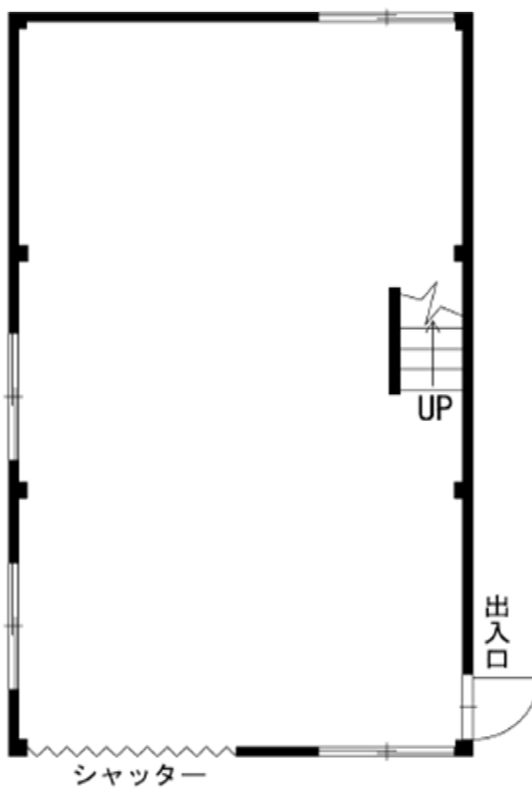
床面積 50.22 m²

売却区分番号 S 8 - 1
建物参考図 (建物見取図) 公売財産 3



2 階

※2階部分は増築

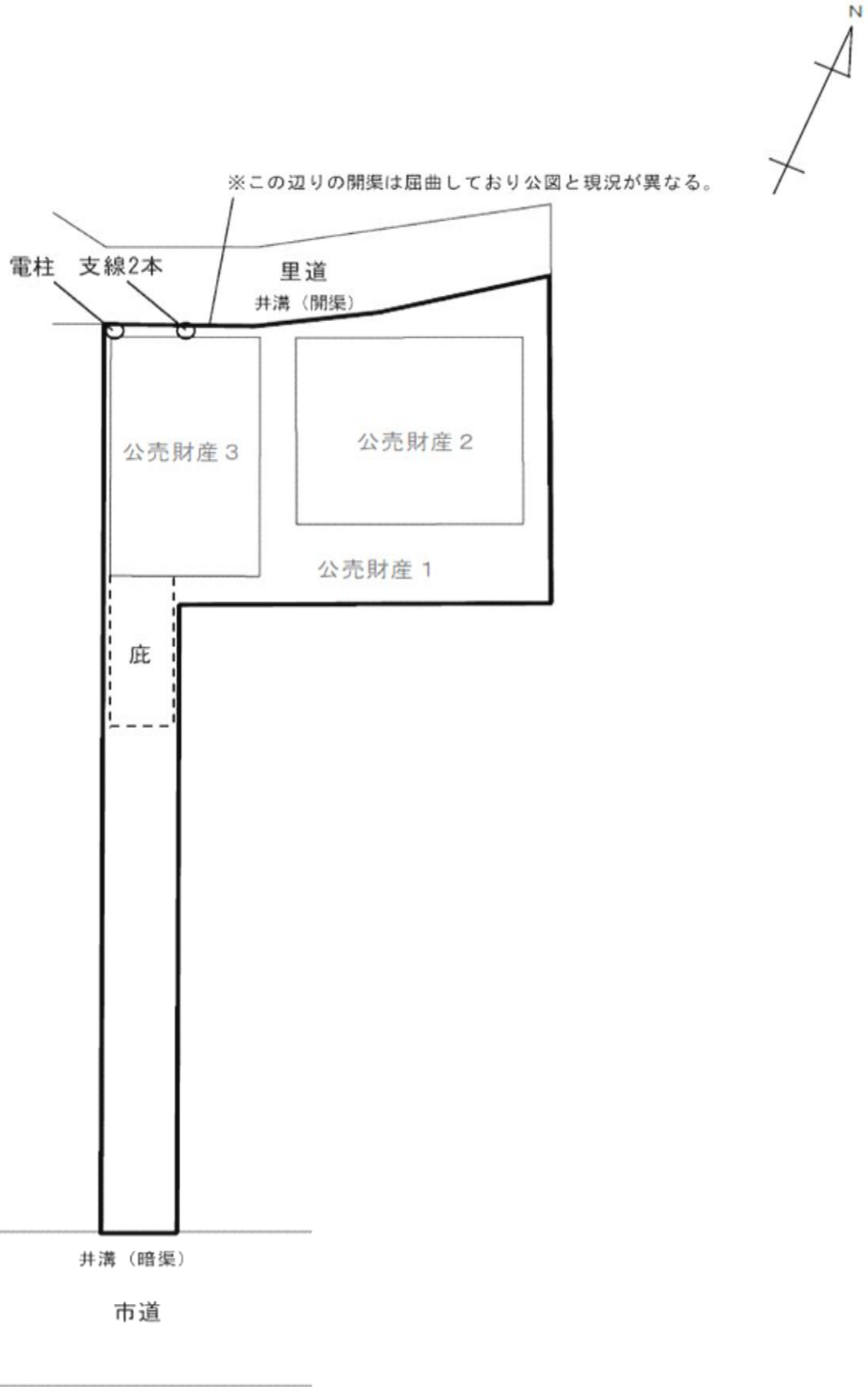


1 階

売却区分番号

S 8 - 1

土地・建物参考図 (略配置図) 公売財産 1 ~ 3



売却区分番号

S 8 - 1

写真





公売財産（作業場）



公売財産（作業場）



公売財産（居宅）内部



公売財産（居宅）内部



公売財産（居宅）内部



公売財産（作業場）内部



公売財産（作業場）内部



公売財産（作業場）内部